

結婚新生活支援事業の概要

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費・住宅リフォーム費・住宅賃借費・引越費を予算の範囲内で補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯

- ①申請年度の4月1日から3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
※令和4年度申請に限り、令和4年1月1日から令和4年3月31日を対象期間に含みます。
- ②婚姻時において、夫婦の双方が40歳未満の世帯
- ③申請時において、夫婦の双方または一方の住所が本市内の入居対象となる住宅所在地にある世帯
- ④前年の合計所得額が400万円未満で、市税などの滞納がない世帯
※婚姻に伴い離職し、申請時に無職の場合、離職した方の所得は0円とします。
※奨学金を返済中の場合、一定期間中の返済額を所得から控除できます。
- ⑤居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する世帯
- ⑥申請日から5年以上継続して本市に居住することを誓約する世帯
- ⑦過去に本制度の適用を受けたことがない世帯
- ⑧暴力団員でない世帯
- ⑨本制度のアンケートなどに協力する世帯

■補助金額

住宅取得費(新築工事費・設計費を含む)・住宅リフォーム費・住宅賃借費(敷金・礼金などを含む)・引越費(引越・運送業者への経費)に対して10/10以内(1世帯あたり30万円以内、前年度受給世帯は30万円から前年度受給額を控除した額以内)

■留意事項

- ①土地購入費・住宅ローン手数料・倉庫や車庫の工事費・外構工事費・駐車場代・備品購入費などは対象外です。
- ②勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助対象外です。